

鳩山総理の偽装献金による所得税控除問題についての総務省の責任に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十二月四日

森 まさこ

参議院議長 江田五月殿

鳩山総理の偽装献金による所得税控除問題についての総務省の責任に関する質問主意書

鳩山総理の資金管理団体「友愛政経懇話会」の收支報告書において、寄附及びパーティーアイ收入の記載が真実と異なつていたという問題で、鳩山総理が、偽装献金に対応する寄附金控除証明書を取得したことが判明している。しかしこれは眞実の寄附ではないから、寄附金控除がされたとすれば脱税と考える。友愛政経懇話会が、平成十七年以降の政治資金收支報告書から訂正・削除した寄附金について、訂正・削除された虚偽の寄附者から、過去、税務署に対して、寄附金控除の申請があつたか。あつたとすれば、何件で、金額にして寄附金何円分か。

寄附金控除がされていないのなら、未使用の寄附金控除証明書が存在するはずである。友愛政経懇話会の平成十七年以降の政治資金收支報告書から訂正・削除された寄附金について、総務省が、友愛政経懇話会に對し、偽装献金に対応する寄附金控除証明書の返還の指導をしたり、返還するよう促した事実はあるか。

また、総務省は友愛政経懇話会から未使用の寄附金控除証明書の返還を受けたことがあるか。

さらに、実際は寄附をしていないのに、故意に寄附金控除の申請をした場合の罪名と刑罰について、見解を示されたい。

右質問する。

